

招集期日 平成23年11月8日(火曜日)

招集場所 入間市庁舎(B棟)5階第1委員会室

開 会 11月8日(火曜日)午前 9時30分

閉 会 11月8日(火曜日)午前11時34分

出席委員	委員長	駒井 勲	副委員長	金澤 秀信
	委員	安道 佳子	委員	吉澤 かつら
	委員	山本 秀和	委員	向口 文恵
	委員	横田 淳一	委員	小島 清人
	委員	宮岡 幸江		

欠席委員 な し

委員会に出席した事務局職員	都築 敏夫	原 嵩 秀男
	高山 勇	玉井 栄治
	鹿山 明美	沼井 俊明

△ 開会及び開議の宣告（午前 9時30分）

委員長 おはようございます。ただいまの出席委員は9名であります。定足数に達しておりますので、これより議会改革特別委員会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

△ 議事

委員長 それでは、次第により進めさせていただきたいと思います。

1、今後の検討課題についてを議題とします。

まず、前回の委員会で継続課題となっている項目から協議させていただきたいと思います。

初めに、費用弁償の条例改正時期についてですが、前回の委員会では、12月定例会開会日の全員協議会で意見交換をし、議案上程をいつの議会にするか協議をすることとしてあります。本日は、改正案文をご配付してありますので、事務局から説明をお願いしたいと思います。

それでは、事務局、お願いいたします。

高山主幹。

議会事務局主幹 それでは、お手元の資料を参照いただければと思います。議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例ということで、1枚目の上段がいわゆる改正案文になっておりまして、点線以下のところにちょっとコメントを書かせていただきました。2枚目の新旧対照表をご参照いただきながらお聞きいただければわかりやすいかと思います。

まず、題名及び第1条の目的の部分についてでございます。地方自治法第203条の規定によりますと、議員報酬が第1項にきておりまして、費用弁償、期末手当という順番になっておるところでございます。ところが、本市の条例では、議員報酬がまず最初にきておりまして、その後で期末手当、費用弁償、こういった順番になっております。また、文量的にも内容的にも「期末手当」のほうが「費用弁償」よりも大きくなっているのではないかと思います。したがって、題名を「入間市議会の議員報酬等に関する条例」、このように改めまして、題名では「等」でくくっておいて、第1条の目的の部分で、これが現在は「議員報酬及び費用弁償等に関する事項」という文言になっているわけですが、ここではもう3項目の規定の条文でございますので、具体的に「議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する事項」というふうに改めたいと。要は、題名のほうで「等」でくくっておいて、第1条の目的のところ具体的に3つを並べるといった方がいいのではないかと思います。その部分です。

それから、第6条についてですが、これは今回の費用弁償の廃止の部分の、まさにその部分の改正なのでございますが、現行の第6条、これは新旧対照表で見てもらえばわかるのですが、第6条の見出しが「費用弁償及び旅費」という形になっております。あたかも第1項が費用弁償、第2項が旅費というような感じの規定に見えるかと思います。しか

し、自治法を見ていただくとわかるのですけれども、自治法の規定では「職務を行うため要する費用の弁償を受けることができる」という規定のみになっておりまして、「旅費」という文言はないわけでございます。旅費の支給というのは、費用弁償という大きなくくりの中のひとつの手段であるというようなことが考えられると思います。「旅費」という文言は、正職員のほうの給与とかいろいろな諸手当とかの支給条項、自治法では、そちらのほうの文言では「旅費」という形になっておるのですけれども、非常勤の特別職のほうの規定では「旅費」という概念はないわけでございます。したがって、見出しを、「旅費」という言葉を削りまして、逆に「費用弁償」という見出しにしまして、これで法的な位置づけを明確にしまして、内容的に会議出席の費用弁償である第1項の部分を削ってしまうわけですので、旅費の部分だけが結果的に残ってしまうということですので、その旅費というのはあくまでも費用弁償の旅費ですよという位置づけを明確にするために、「その費用を弁償するため旅費を支給する」という形に改めたいという内容でございます。

以上でございます。

委員長 ありがとうございます。

今、事務局から説明がありましたが、この点について質問があればお願いしたいと思います。

金澤委員。

金澤委員 この改正案について、条文そのものは特に異議はないのですけれども、先行している他の20ぐらいの自治体ありますよね、そこの議会の議員報酬等に関する条例を基本的に参考にしたということで理解してよろしいわけですね。

委員長 高山主幹。

議会事務局主幹 実は私もそれが気になりまして、他市の、ホームページ上ですけれども、全部40市の条例名を調べたのですけれども、やはり従前どおり「議員報酬及び費用弁償等に関する条例」という、条例名はそのままにしておいてある自治体がほとんどです。調べましたら、「議員報酬等に関する条例」という言葉を使っているのは川越市と鶴ヶ島市の2市だけで、あとはほとんど横並びで、あとさいたま市と行田市が「期末手当」をむしろ入れている部分はありますけれども、その他は「議員報酬及び費用弁償等に関する条例」という、条例名は、いわゆる会議出席の費用弁償を廃止したところでも条例名まではいじっていないというところが多いには多いのですけれども、法規担当のほうとも調整しましたら、調整というか相談しましたら、何となく内容的に「等」で題名をくくるか、あるいは3つしかないのだから「議員報酬、期末手当、費用弁償に関する条例」と3つ並べてしまうか、どちらかがいいのではないかというようなアドバイスは受けたところでございます。

以上です。

委員長 いいですか。

金澤委員 はい。

委員長 ほかにありますか。

〔発言する人なし〕

委員長 ちょっといいですか。

これで、費用弁償及び旅費ということで、現行の場合も「旅費」という言葉が使っているけれども、これはさっき執行部しかその概念がないというふうな説明だったと思うのですけれども。

〔(不備があるというか) と言う人あり〕

委員長 これだと……。

高山主幹。

議会事務局主幹 実はこの部分につきましては、前任の須田主幹等ともう何年も前に話したことがございまして、この条例はおかしいよねという、法律上に規定のないものを規定してしまっているという、おかしいよねという形がございまして、だったらもう何十年も続いている条例ですので、なかなかこの部分だけを何も内容も変更もないのに改正するのもおかしいだろうということで、何か機会があったらぜひ改正していただきたいというような、引き継ぎめいた話でずっと受けておった部分でございます。

以上でございます。

委員長 はい、わかりました。

ほかに質問があればお願いしたいと思います。

金澤委員。

金澤委員 ちょっと関連になって恐縮なのですが、今答弁されたような、ここはちょっとどうかと、ただずっと続いてきてしまっているけれどもどうかという首をひねるところがほかにあるのであれば、どこかまとめてちょっとメモとして出していただくことは可能ですかね。今この場でどれがどうこうとかまではいいのですが、今後の参考資料としてまとめて出していただければなと思うのですが。いかがでしょうか。

委員長 高山主幹。

議会事務局主幹 議会関連の条例、規則だけでも結構あると思うのですが、全部見たわけではなくて、今のような懸案事項に、私個人的に懸案事項となっていたのはこの部分だけなのですけれども、当然会議規則なんかは百何十条もありますから、多分現行に即していないような部分も見受けられる、よく精査すれば見受けられるのではないかと思います。会議規則のほうにつきましては……

〔(申し合わせです。申し合わせ事項はあるけど、会議規則はな

い) という人あり]

委員長 中長期であれか……。

議会事務局主幹 どこかにあったような……

〔(申し合わせですよ) という人あり〕

議会事務局主幹 申し合わせ事項の。

〔(そうです) という人あり〕

議会事務局主幹 ないですか。失礼しました。会議規則についても、これは正式に会議したわけではないのですが、議会改革のお話が進むにつれて、会議規則も直さなければいけない部分も出てくるかもしれません。そういったところを折を見て全面的によく精査して、直すべきところは直していかなければならないのではないかというようなお話、話題としては上がっております。

委員長 わかりました。

いいですか。

金澤委員 はい。

委員長 それでは進めていきたいと思いますが、ほかにご質問等あれば。

横田委員。

横田委員 この費用弁償というのは、ちょっと基本的なことで申しわけないのですが、本会議に出たときと委員会に出たとき以外に、ここに書いてある「公務のための旅行をしたとき」、この3つだけということなのですよ、費用弁償が出ると。ほかにはパターンはないということでしょうか。

委員長 高山主幹。

議会事務局主幹 ほかにパターンがあるかないか、ちょっと今ぱっと思いつきませんが、入間市の市議会の条例で規定しているのは、本会議と委員会の出席したときの費用弁償と旅費の費用弁償、その部分だけです。

委員長 横田委員。

横田委員 だから今も、それ以外に出していることはない、ないからそういうことですよ。規定はないのだけれどもということですが、出していけばわかるじゃないですか。

委員長 高山主幹。

議会事務局主幹 それ以外にはございません。

委員長 いいですか。

横田委員 はい。

委員長 ほかにありますか。

〔発言する人なし〕

委員長 ないようですので、進めていきたいと思いますが。

ただいま事務局より説明がありましたが、ご意見をお願いしたいと思います。

保守系クラブから。費用弁償の件について。

小島委員。

小島委員 前回の会議でもお話しをさせていただきましたとおり、来年度より実行はしていただくと、それにつきましては上程するのはどちらか、12月か3月議会かということも出ていたと思いますが、一応上程を3月議会にさせていただき、そしてその次のときから、そこで決定したときから遂行するというようお願いをしたいと思います。

委員長 公明党入間市議団さん。

金澤委員 前回と同じように12月、やっぱり予算を手間をかけて直すよりも、やっぱり12月議会でやって、それを2月1日の議会だよりで市民に広報して、十分理解いただいた上で4月から改正するという、市民を意識した手順を踏んだほうがいいたろうということで公明党は考えています。

委員長 共産党さん。

安道委員 うちのほうも、前回も言ったとおりですけれども、方向性としてはもう出ていますので、あとは足並みがそろうところで現実的にやっていくというふうなことでいうと、来年度から実施というふうなことに向けて、12月議会で出せるのか、もしやれるのであれば12月議会でもというふうな形になりますけれども、それが無理となれば、やっぱり3月議会でかけるというふうな形で、足並みがそろうような形で進められればというふうに思いますけれども。

委員長 みらい市民クラブさん。

山本委員 うちも、前回申し上げたとおりで、予算編成の支障にならぬような形で進めていったほうが良いと思うのですよ。補正でまた戻すというのも手間のかかる話でしょうし、やっぱり使わないことがわかっているお金を議会で枠としてとってしまうのはどうかと思いますので、できる限り12月の議会で、追加上程してでも処理をするべきだろうというふうに思っています。ただ、先ほどあったように、この手のものですから、一致のできるところでやらざるを得ないのしょうね。残念なことでありますけれども。合理的なところでできるだけ早くやるということによろしいのではないのでしょうかね。

委員長 ありがとうございます。

今、それぞれに意見があるようですので、全員協議会でやるというふうなことは一応は決めておいて、それで12月追加でやるか、それとも3月でやるか、その辺のところはまだ今の段階では協議がまとまっていないので、持ち帰りしていただいて再度検討していただきたいと思います。

もし12月の全協でやるとなれば、追加議案で出すということも、こういうふうに条例がで

きているので、可能は可能だということで認識しておいてよろしいですか。

高山主幹。

議会事務局主幹 流れ的には、そこで12月議会に出すという決定になれば、まず代表者会議に出しまして、このような形でよろしいかという最終確認のような形をとりまして、恐らく流れ的には最終日あたりに議員提出議案というような形で出される流れになるかと思います。ですから、案文的にはこれでよしということであれば、スムーズにいけるのではないかと思います。

以上です。

委員長 わかりました。

12月にも可能だし、3月に送ってもまた大丈夫だというふうな内容だと思うので、よろしくお願ひしたいと思います。再度検討していただくということでもよろしくお願ひしたいと思います。

次に、常任委員会、特別委員会の議事録ホームページ公開についてですが、前回の委員会では公開の方法について持ち帰り協議することになっております。まず、事務局から会議録作成業者へデータ等の問い合わせの結果について説明をお願いいたします。

〔(3ページ飛んでいますよ)という人あり〕

委員長 済みません。飛んでしまいました。戻ります。済みません。ページが飛びましたので、失礼いたしました。

次に、常任委員会の所管がえですが、市民部を総務常任委員会に移管することは決定をいただきましたが、移管時期、委員の再編については持ち帰り協議することになっておりますので、各会派よりご報告をお願いいたします。

保守系クラブさん。

小島委員 移管時期、委員会の再編についてを持ち帰りということで話し合いをさせていただきました。前回も副委員長の金澤さんのほうからも出たと思うのですがけれども、選挙後、私たちの、再来年以降の25年の4月以降からやるということがやはり妥当ではないかという意見が出ました。ここで、何回も出ていますとおり、各常任委員会を2年ずつ皆さん再編をしながらやっているもので、途中からまたこれで変えるということはなかなか難しいことなので、このまま25年までこの形で持っていったほうがよろしいということの意見でございました。

以上でございます。

委員長 ありがとうございます。

次に、公明党さん、お願ひします。

金澤委員 以前と同じとおり、小島委員の言った内容で結構です。

委員長 次に、共産党さん。

安道委員 うちのほうも同じでした。やっぱり改選時でかわるのが妥当だろうというような形で、同

じょうな……。

委員長　　みらい市民クラブさん。

山本委員　　うちは、1月1日で変えてほしいというのが本音のところですよ。やっぱりもともと福祉教育常任委員会の審査量であつたり所管範囲が非常に負担であるという前提からスタートしているわけだから、その是正をするという意味においては早くやらないと、特に来年は決算審査も乗っかってくるのだらうということを考えますと、来年分割付託にする予定なわけですから、決算の分量も入ってくるのだということと考えますと、早く直したほうがいいだらうという、もともとの提案の趣旨がそこなので、そういう形でやったほうがいいだらうなというふうにうちの会派としては思っているところです。

　　前回、副委員長からもお話あったように、予算の採決の部分と、審査採決の部分とあと補正予算の部分の対応を考えると、その部分はもうおっしゃられたことはよくわかるので、1月1日で改正して2月議会から変えるという形で進めていったらどうかなというふうに思っているのですが、ただ全体の状況をうかがい知ると、改選までこのままでいくというほうが大勢のようですから、合意がとれるところでやられたらいいのと違いますか。うちとしてはちょっと残念だけれども、仕方がないですね。

委員長　　わかりました。

　　今、持ち帰りになるかなと思ったのですが、一応みらいさんのほうも皆さんのあれに合わせるということなので、この件については協議がまとまったということで、実施は25年4月から、一応この委員会としてはどうだらうということ、一応25年4月からということで当委員会では決定させていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

〔(はい) と言う人あり〕

委員長　　それでは、済みません、先ほど話しました……次に、常任委員会、特別委員会の議事録ホームページ公開についてですが、前回の委員会では公開の方法について持ち帰り協議することになっております。まず、事務局から会議録作成業者へデータ等の問い合わせの結果について説明をお願いしたいと思います。

　　高山主幹。

議会事務局主幹　　会議録作成業務受託業者というのですか、業者に問い合わせしましたところ、基本的には本来は会議録の納品と同時にデータは不要となりますので処分することになっているということなのですが、実際には何かあったときのために過去の分も若干とってあるということですので、その過去の分というのが今現在どのくらいデータとしてとってあるかということを探ねましたら、少し調査期間がございまして調べた結果、平成20年の3月定例会の分からデータは残っていると、平成20年3月定例会のところから……

〔(20年3月) と言う人あり〕



議会事務局主幹 はい。ところから残っているということでございます。

業者のほうでは、「一太郎」という文書を使っておりまして、これをそのまま我々のほうでもらっても変換にちょっと困難を来しますので、PDF化してデータを提供することは可能であるということなのですが、これは契約外ですので、業者のほうとしては若干有料ということでお金をいただきたいというような話は伺っているところでございます。

以上です。

委員長 そういう説明なのですが、何かご質問があればお願いしたいと思います。

横田委員。

横田委員 今、有料ということだったのですけれども、どのくらいというのはわかるのでしょうか。

委員長 高山主幹。

議会事務局主幹 これは大体その会期ごとに、例えば3月から5月までとか、6月から8月まで、四半期ごとという形ですかね、そのような形で分けけて、四半期分3,000円くらい、1年分ですと四半期ですから4倍して1万2,000円、これが20、21、22、今年度の分も当然契約していない部分ですけれども、もし4年分もらうとすると1万2,000円掛ける4で4万8,000円というような程度のお金はいただきたいというような話は伺っております。

委員長 ほかに質問ありますか。

山本委員。

山本委員 これは、先方がお持ちなのが「一太郎」のデータであると、PDFにしてお渡しできるというご説明でしたよね。それだったらもううちの原本をPDFに落としたほうが安く上がりませんか。一応全文筆記の委員会会議録原本あるわけだから、あるものはもううちで落としてしまったほうが、ロットも入るだろうし、打ちかえるわけではないのだから。と思いますけれども、いかがなのでしょうかね。

委員長 高山主幹。

議会事務局主幹 今のお話は、1ページ1ページ、スキャナーで読み取ってということでしょうかね。そういう作業ができるものなのかどうか、ちょっと今、予想していなかったのですけれども。かなり手間がかかるかと思えますけれども。スキャナーで読み取った場合にはかなり文書的に見ばえは悪くなる、ちょっと斜めになってしまったり、点々がついてしまったりとかというのは皆さんご承知かと思えますけれども、そういったことは可能かどうかというのはまだちょっと、考えていなかったもので、答弁差し控えたいと思います。申しわけございません。

委員長 そういうふうな……

山本委員 いいですか。

委員長 山本委員。

山本委員 大変でしょうね、多分ね、あれ。大変だと思います。ただ、気になったのは、平成20年3

月以降の分しかデータがないということですから、スタート時点でのアーカイブの分量として、20年、21年、22年、23年、どうなのかなということですよ、たどっていくと。本会議の分は長年の蓄積で平成5年ぐらいからありますよね。委員会の分はこれ、せいぜいさかのぼってもここまでしかできないということで、それより前の分は原本しかないわけですよ。これをどうするかという話だと思うのです、最終的には。アーカイブの分量として何年さかのぼるかという部分のあれで決めていかないといけないのかなという気がします。欲張れば、あるだけ欲しいというのは、どういう体裁であるにしても調べられる形にしてほしいというのは個人としては思うところだけれども、合理的なところで何年さかのぼってやるのかなということですよ。費用的にはこんなものなのだろうと思うので、合理的なところでスタートできたらいいのではないのでしょうか。最終的な蓄積は、これからやっていく中でどんどん蓄積は入ってくると思うので、だんだん充実してくると思いますけれども。

委員長 金澤委員。

金澤委員 向こうの「一太郎」のソフトで持っているという話なのですが、今マイクロソフトへのフリーソフトでの移行ソフトもあるのではないのですかね。だから別に無理してPDFでもらわなくても、その点についてはどちらでも可能は可能ではないかなというふうな気はしますけれども、またそれはちょっと情報システムのほうに確認していただきたいということと、あとはやっぱりちょっと過去の分をというか、言い方は悪いけれども、5万円程度を惜しんでそれを全部スキャナーで読み取るというのはちょっと非現実的かなと。それでも二、三週間、職員が手とられてしまうのではないかなんていう気がしますので、あくまでも手間がかからなくて効率のいい意味で、データをもらうという形はやっぱり私、望ましいと思うのですが、もらい方については改めて情報システムと、効率のいい方法があるのかどうか、もう一回再検討していただければと思います。

委員長 高山主幹。

議会事務局主幹 以前にも「一太郎」を変換する、当然ソフトは我々は持っていないので、情報システムに聞いたことがあるのですが、情報システムのほうでもないということなので、改めて買うようだというようなことは前、聞いたこと……

金澤委員 フリーソフトであるのだよね。

議会事務局主幹 それ……

金澤委員 持っているの。

〔何事か言う人あり〕

議会事務局主幹 いずれにしても、これはPDFにするから3,000円欲しいということではなくて、そのデータ提供料ということで……

金澤委員 それはわかっているのです。

議会事務局主幹 ですから、結果的に同じことをするのであれば、もともとPDF化されたデータをもらっても同じではないかなと思うのですけれども。

委員長 金澤委員。

金澤委員 私が言いたいのは、結局今単純に載せるだけ、PDF形式に載せるだけという発想もあるのですけれども、将来的にやっぱり皆さんの、議員のほうで意思が固まれば、検索のしやすい通常の今までの現行の会議録として受け入れたいわけなのですよね、利便性からいくと、議員の立場からすると。そのときに、PDFでもらってしまっていると、後どうしようもないわけなのですよ。だから、現行のデータとして一応預かった形で当面、予算の関係でPDFにして載っけるのか、現行の会議録検索システムに載っけるのか、それをフリーハンドとして持っていくためにもデータでもらっておいたほうがいいのではないですかということ私を私は申し上げたいのです。

委員長 高山主幹。

議会事務局主幹 おっしゃることはよくわかります。ただ、前に本会議の会議録をどうしようかという話のときに聞いた内容です。ですから、先ほども言ったように、「一太郎」であっても、もともとのデータ、テキストデータの的なものを持っていたほうが、将来的にそれを活用するという部分の発想ではよろしいのかなと思うのですけれども、そういう発想は特に私も思っていなかったもので、とにかくアップするために一番安上がりで効率的なのはどれがいいかということで考えただけでございまして。

以上です。

委員長 いいですか。

金澤委員 はい。

委員長 1点だけ。本会議のあれをやったときありますよね、本会議の会議録をインターネットのあれに載せたときありますよね。あれはどのぐらい前までやったか、やった時期と……本会議のを載せましたよね。

高山主幹。

議会事務局主幹 平成5年の分から今、本会議の会議録は検索システムに載っていると思いますけれども。たしか平成7年あたりのスタートだったのではないかな……ちょっと、ごめんなさい。今、資料がございませんで。

何か前任者等の話ですと、その当時も、当然今と同じような議論で、さかのぼれるものはもっとさかのぼってよという要望があったらしいのですけれども、やっぱり当然お金もかかることですし、そこはもう一定の線で、そこからスタートということで決着したような話は聞いております。

以上です。

委員長 わかりました。

そうすれば大体、その機能、自分の期が入った、その初めあたりから、大体今、途中経過ですが、それまでのデータは入るといふふうな格好の、本会議のときにはそんな感じではなかったかなと思います。前例としてそういうふうなのがあるということ。

それでは、この件について、保守系クラブさんからご意見をお願いしたいと思います。

横田委員。

横田委員 このホームページの公開なのですけれども、会議録検索システムまで最初からやってしまうかということだと思うのですが、委員会の会議録を見に来る人というのが今、職員の方とか、議員もそうでしょうけれども、余り外部の人が少ないというようなのが今の現状らしく、です。過去に、今、平成20年の3月までのデータがあるということですので、過去にはもちろんさかのぼってホームページの公開をしてもらいたいのですが、まず最初から会議録の検索システムというよりはPDFで見られるような状況にしてもらって、これができるのかどうか分からないのですけれども、どのくらいの人が見ていたかというところを調査するというのですかね、多分どのくらいの人が見ていたかというので、市民の方が見たのか、議員が見たのか、職員が見たのかという、その辺は多分確認はできないとは思いますが、どのくらいの人が見ていたかというところを、一定の期間を決めて確認してそれから、年間60万ぐらいということでしたっけ、検索システム……

〔(63万) と言う人あり〕

横田委員 63万でしたっけ。金額的にもそんなにはしないなというのはわかっているのですが、とりあえずそれでまずPDFでやってから予算をかけるようにするかどうかという形でやっていったほうがいいのではないかとというのが保守系の大体の意見です。

委員長 次に、では公明党さん、お願いします。

金澤委員 あくまでもこれは予算の兼ね合いがあることなので単純に、今現在議席を持っている我々がこうしたいああしたいと言っても、多少やっぱり限界はあるのかなという気持ちは持ちつつも、今現在12月議会を目前にして、自分自身も一般質問を個人的にいろいろと資料を調査していく中で、やっぱり他市とかの議会の議事録を検索することが多いのですけれども、そういうときに、ある議会では本会議そのものがまだPDFのところがあったのですね。結構入間市から近いところなのですから。本当に見づらくて、何だこれはという気持ちを……きのうの晩、改めて思ったところなのです。そういう意味からすると、この議事録検索システム、情報公開というのは、今現在いる我々だけの利便性の問題ではなくて、今後10年、20年、30年たった我々の、入間市議会の後輩と言ったらあれなのかな、後任の方たちに対する贈り物というか、我々が今こうやってきちんと検索システムを積み上げておく責任が課せられているのかなというような気持ちを改めて持っているところです。

結論から言うと、先ほどの繰り返しになりますけれども、当面、過去の分についてはPDFでやむなしの部分もありますけれども、できるだけ早く本会議の検索システムと同じような形で運用ができるように希望はいたします。

委員長 次に、共産党さん、お願いします。

安道委員 うちのほうでもやっぱり、せっかくやるのであるならば、検索できて、皆さんが活用できるようにしていくというのが本来のねらいであるわけですから、検索システムを導入させていくというふうな方向がいいのではないかというふうなことで。ただ、さっきの過去の分ですよね、平成20年3月からの分というのは、やっぱりちょっと困難であるというふうなお話がありました。その辺については当面PDFでまずは入れていただいて、データでもらえるのであるならば、後々に可能なのかどうなのかということも含めて、そういう対応ができるような形で持っていければいいのではないのかなというふうに思いました。議事録については検索システムを導入していくというふうなところでまとまっています、うちのほうでは。

委員長 ありがとうございます。

次に、みらい市民クラブさん。

山本委員 手戻りになってしまうので、システム構築は基本1回でやるものだと思います。だから、少なくとも今後始めるとして、始めた以降の分はもう検索システムに上げるということにしておかないと、二度手間、手戻りが出ます。それはお金と時間と労力の無駄だから、それはもう入れるのだったら一発でばっちり始めるべき。ただ、アーカイブの部分を、過去の分をどうするかというのは、これまたちょっと違う論点の話になると思うので、アーカイブの部分は合理的な方法でやればいいのだと思うのです。だから、PDFでやるのが一番早道で合理的だということのだったら、始める時点での過去の分というのは仕方がないのかなという気はしますよね。お金に余裕があれば直せばいいのだけれども。少なくとも今後始めた後の分についてはきちっとシステム入れるべきでしょうね。それで蓄積をしていけば、時間がたてばきちんと充実したものになりますから、そういう形で進めていかれたらどうでしょうかね。うちとしてはそういう考えでいます。

〔(大体同じようなもの) という人あり〕

委員長 そうですね。大体、話を聞いてみますと、過去の部分については、とりあえずはPDFでやっておくと、またそれに追加になってできることだったらそれも検索システムがきくようなシステムにして、予算的なものも考えて、していければというふうな意見もありましたが、とりあえずこれからやるとなると、検索がきくやり方で委員会のほうはやっていきたいというふうな意見ではなかったかなと思います。過去の部分については、とりあえずはPDFで進めるという意見でまとめさせていただいていいですかね。そういうふうなこと……。

高山主幹。

議会事務局主幹 会議録検索システムのほうの運用で将来的には行うとした場合には、年間63万ほどの予算が増加するわけですが、これにつきましては、全く財政当局とは協議していない内容ですので、実施計画にも当然盛り込んでおりません。ですから、少なくとも24年度の当初予算にこれを盛り込むことは不可能だと思っております。ですから、早くても24年度の補正予算、どこかの時点で組ませていただけるものなのか、25年度からなのか、その辺は予算との相談という形になるかと思えます。

以上です。

委員長 わかりました。

当委員会では一応そういうふうな形で結論は出しておくということで、また予算も絡んできますので、その辺については、またこれが皆さんの中で、各委員の意見を持ち寄った中で決まっているので、一応各会派も大丈夫と思いますが、それなりの形で議長にも報告した上で正式決定の方向だと思えますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

予算については、一応事務局のほうで……

〔(ちょっといいですか) と言う人あり〕

委員長 執行部と……ちょっと待ってくださいね。そういうふうなことで、一応この委員会では決定させておいていただいて、事務局として現実の問題としてはそういうふうなことがあります。一応議長のほうに報告して進んでいきたいと思えます。よろしくお願ひします。

金澤委員 各会派でまず、今、委員長おっしゃったように、過去の分については、当面PDFでいきましよう、経費かからないで。ではこれを、現行のこれからの部分、これからの部分をどうするのかということに関して、皆さんの意見がきちんと今集約できているのかなという気がするのですが、その点はどうなのですかね。公明党としては、できるだけ早い時期に補正予算も含めて、それこそ6月議会なら6月議会でも補正予算を組んででもというような気持ちではいるのですが、それはあくまでも全員が、議会がまとまったらの話なのですから、その点について一応集約をお願いしたいのですけれども。

委員長 今そういうふうな話が出ましたが、一応ここの委員会としては、今皆さんのお話を聞いた中では、検索システムを委員会でも取り入れたほうが良いというふうな意見が強いということで、よろしいでしょうか。

〔何事か言う人あり〕

委員長 今後の流れの中で。それとも……保守系さん、何かあれば。

はい、どうぞ。横田委員。

横田委員 一応保守系としては、しばらくの間、検索システムまではやらずに、PDFでというのでまとまっていますけれども。

金澤委員 そうなのでしょう。そこがちょっと違うのですよね。

〔(試行してみるというふうなこと……) と言う人あり〕

横田委員　そうです。試行ということで……。

〔(それで利用があるのか、それを見て判断するというような話で  
すよね) と言う人あり〕

横田委員　そうですね。どのくらいなアクセスがあるかどうか、必要としている人がいるかどうかと  
いうところですね。ただ、それを確認する方法が……

〔(ない) と言う人あり〕

横田委員　ないのでしょかね。

委員長　高山主幹。

議会事務局主幹　いわゆるアクセス件数ということかと思えますけれども、ホームページを管理して  
いる担当課の広報広聴課に聞きましたら、毎月ページごとのアクセス件数はカウントしてい  
るそうなのですが、ただそれはカウントしたらもうリセットしてしまうので、過去の  
データを残しているわけではないということで、ただ例えば委員会会議録というページに侵  
入した件数が何件であるかというのをちょっとこれから毎月統計とっておいてと言われ  
ば、今月は幾つでした、今月は幾つでしたという報告というか、件数カウントはできるの  
ではないかというようなことは伺っております。

委員長　横田委員。

横田委員　今はホームページのところに、議会検索システムでしたっけ、何かあるけれども、そこに  
委員会の検索というところをクリックしたら、それが全部一応確認はできるということ  
ですね。それでよろしいわけですね。

委員長　高山主幹。

議会事務局主幹　その件数はカウントは。ただ、どなたが検索したか、どなたが入ってきたかとい  
うのはわからない。あとそこから先の、どういう内容を閲覧したかというところまではわか  
らないと思えますけれども、そのページにアクセスした件数はカウントできるということ  
です。

委員長　横田委員。

横田委員　それで、しばらくの間、保守系としては、どのくらいの件数の方たちが見ているかとい  
うのを確認をしたい、それから進めていきたいということなのではございますけれども。

委員長　わかりました。ちょっと私、扱いが、済みませんでした。

今、そういうふうなご意見もありますが、それについてご意見あればお願いしたいと思います。

山本委員。

山本委員　費用対効果がご心配なのだと思うのですよ。ただ、確認するすべがないわけでしょう。確

認するすべがない以上、先へ進めないではないですか。実際にみんな多くの人が使っていますねって言ってもらえるかどうかってわからないわけでしょう。多分、ログ解析するのか何かわからないけれども、それを見るのも結局議会のホームページのトップのところではかるのではないのかな。その枝分かれしたPDFのところではかれるのですか、そもそも。

委員長 高山主幹。

議会事務局主幹 ページごとと言っていましたので、私のとらえた感覚としますと、例えば議会のホームページに、左にバナーが、政務調査費であるとか、議長交際費であるとか、議会日程と、そこをクリックしてあらわれるページ、そのページを閲覧した件数というカウントはできると認識しておるのですけれども。

〔(ちょっと暫時休憩して、ちょっと確認してもらったほうがいい)〕

と言う人あり〕

委員長 では、ちょっと待ってくださいね。

暫時休憩をさせていただきたいと。

午前10時16分 休憩

午前10時30分 再開

委員長 それでは、会議を再開いたします。

それでは、先ほどに引き続いて、データベースについて、ご意見あれば。

高山主幹。

議会事務局主幹 先ほどのアクセス件数ですか、それが本当にわかるのかという話で、今また再度広報聴課に確認しましたところ、アドレスを指定して毎月集計しているということですので、議会のホームページも幾つもアドレスを今集計しているようですけれども、そのうちの例えば委員会会議録のホームページのアドレスを指定してあげれば、月ごとのカウントはできるということでございます。

また、これとは別途、何かこれは作業的に何か時間がかかるそうなのですけれども、ホームページの業者に言えば、例えばそのページのカウントをとっておくような何か、フリーソフトだか何だかあるらしくて、そういった方法でも可能ではないかとか、いずれにしてもカウントとるのは可能であるということを教わってきました。

以上です。

委員長 山本委員。

山本委員 かなり深い階層でとれるということは確認をさせていただきましたけれども、ただあくまで多分これアクセス回数なのですよね。要するに延べ回数でしょう。例えば私が夜な夜な1日100回、1カ月、そのページまで行って戻るというのをずっと繰り返していたとしたら、



それは全部1回ずつカウントされるわけでしょう。余り意味がある数字ではないような気がするのですよ。それはみんなに見てもらえるにこしたことはないけれども、ただ実務上必要であるということであったり、公開しているということが大事だということだと考えると、見たい人が見に行けるという条件を整えるというのかな、民主主義ってある意味、手続ですから、公開しています、ここに行けば見られますという状態を確保するということが重要だったりするわけではないですか。そういうことで考えていくと、何か余りアクセス回数ではかって、余りみんな見ていないから要らないよねみたいな話で持っていったいいのかなというのはいちよっと思えるのですよ。多分議員とか職員とか、特に期の浅い議員さんほど多分、毎回の例えば一般質問とかというときに、委員会の会議録って手の届きやすいところにあるというのはすごく便利なことのはずなのですよ。それは多分間接的な話ではあるけれども、ばっちりしたものを入れるということで質問の質が上がったり、議会でのやりとりがもっと充実したりするような部分で、間接的な効果というのは非常に大きなものがあるのだらうなと、お金ではかれない部分でね、あると思うので、入れるのだったらかっちり入れたほうがいいし、早いうちに入れたほうがいいなという、PDFで別枠で残っていく部分がおくればおくれるほどふえていくわけだから、そっちの部分が分厚くなるわけでしょう。入れるのだったら早いことばちっと検索システムを入れて、そっちへためていくということでいくと、余りタイムラグをおいてしまうと、今度PDFで別取り、いやこれは前の分ですという分がだんだん、だんだん分厚くなっていくというのは余りいいことではないなという気がするのですよ。その辺どう考えるかって、間接的な効果まで入れてどう考えるかということと、そもそも数字の部分の信憑性という、信憑性というのはちょっと言い過ぎだけれども、そういう実態を押さえているのだらうかという部分だとか、ちょっと検討していく必要はあるのかなという気はしますよね。私としてはこんなもの、さっさと、合理的に、財政的に折り合いのつくところで、早いこと1回でばちっと入れてしまうのがいいと思うのですけれども。

委員長 横田委員。

横田委員 今言っていることもわかるし、確かにずるしようというかアクセス件数、好意的にぼんぼん、ぼんぼんやることは、実際それだと可能なのは、もちろんそのとおりですよ。ただ、一番保守系として気になっているのが、確かに私自身もまだ期が浅いので、過去のこととか全部調べたいのですよ。特に若い議員はそういうのは調べたいから、そのためには、本当に調べたいのだったら、PDFでも全部確認はすると思うのですね。ただ、検索システムがあったほうが楽なのはもちろんわかります。今、議会のほうとかも、本会議のやつは全部調べられますよね。非常に楽だなというのは感じるし、そうなってもらいたいというのはわかるのですけれども、それと議員、職員の方たちには絶対楽になるし便利になるというのはわかるのですが、公開するという面での話をすれば、PDFでも公開はしているではないですか。

公開することによって、市民に方たちがどれだけ委員会のところにアクセスを、アクセスと  
いうか、興味を持って見てくれているかというところが一番気になっているところで、何と  
かその辺を調べられないかなということでアクセスとかという話になったのですが、実際問  
題いろいろシステム的なことをお伺いしていると、その辺はきっちり判断することは難し  
いですね。なので、そのあたりではっきりできないところで何というのですかね、六十数  
万円を月にかけるのと……

〔(年) と言う人あり〕

横田委員 年間かけるのと、その辺の便利なところをどういうふうバランスとるかというかですよ  
ね。そのあたりで、確かに検索システムがあったほうが便利だし、いいなというのは思いま  
す、確かに。なので、とりあえず、ちょっと持ち帰らせてください。

委員長 わかりました。

いろいろご意見出て、内容的には大分充実してきたというか、内容わかってきたのですが、  
一応持ち帰りさせてほしいということなので、持ち帰りということで、また検討していただ  
きたいと思います。よろしくをお願いします。

次に、前回の委員会、その他で追加の検討課題の取り扱いについてご意見があり、持ち帰  
り検討することになっておりましたので、各会派より報告をお願いしたいと思いますが。

山本委員。

山本委員 今、委員長がおっしゃっているのは、追加の項目について取り上げることを認めるかどう  
かということの話ですね。

委員長 そうです。

山本委員 うちとして、やれるのであればそうしていただきたいなということですね。ただ、五月雨  
式にばらばら出てきてもあれだから、募集期間きちっと決めて、1回でバンと出してやって  
いくほうがいいのかという気はしますよね。五月雨で出てくると、いつまでたっても多分  
終わらないと思うので、次から次へ出てきてもね。だから、出すのだったらここでという期  
間をつくってもらって、そこで一括でバンと出していただいたらいいのではないのでしょうか。  
うちも1回目でするときに、政治的配慮と言ったら怒られますけれども、人事関係の項目は  
あえて外してあったので、追加で出せるのだったら出したいと思っています。

委員長 ほかにご意見ありますでしょうか。

保守系クラブさんのほう。いいのですか。ちょっとお待ちくださいね。

では、公明党さん。

金澤委員 公明党として提案したのは、余り、一回出してしまったのなら締め切って、もう一切その  
後議論ができないよとかた苦しいというか、縛られたものではなくて、いろいろと議会  
改革で皆さんも勉強していくうちに、私自身も含めて、ほかの議会の勉強をしたら、いや

実はこんなのもやっていたとか、あんなのもやっていたというのが後からわかってくることだと思っていますのですよ。それを一切全部ふたをしてしまうのはもったいないなということで、確かに今、山本委員が述べたように、例えば来年の春、中期がめどが立ったころありますよね、そのころにもう一回改めて、来年の春ごろに追加を検討、出すものは出してくださいというような呼びかけをすとかがあってもいいのかなと、それはあくまでもあってもいいということで、その分、当然緊急性とか重要性とか、切実性とか、あと効果的とか、いろいろと踏まえた上で各会派がもんで出していただければなというふうに考えているので、今すぐに出すものがあるとかということで、私は今、何か想定があって言っているものではないので、あくまでも投げかけということで受けとめていただければというふうに思っているのですけれども。

委員長 山本委員。

山本委員 議論していると派生的に出てくる部分は、その都度みんなで検討したらいいと思うのですよ。もっとその部分は緩やかであっていいと思うのですよね。この話をしていて、何かのテーマで話をしていて、これをやっていくうちに、ああこれをやるのだったらこれもやらなければいかぬとかの話というのは多分あるだろうから、そんなのは柔軟にやったらいい。全く別のところからポンと出ることですよね、全くの新しいものについてはどこかでまとめてやったほうがいいのかなと、この委員会の外で動いていることで、実はここでこっちへ取り込んだほうがいいということもあるでしょうから、その辺は投げかけということで副委員長がおっしゃったのだから、その部分はその都度検討しながらやればいいのかという気はしますよね。うちも別に、この期間でなければだめだみたいな形で言おうとしていることではなくて、ただ全く新しい案件がばらばら、ばらばら入ってくると、多分この委員会いつまでたっても終わらなくなってしまうなということだけを心配していたので、柔軟であることがベースなのだけれども、派生的に出てくるものとか、この委員会の外で動いていることで、実はこっちへ取り込んでやったほうがうまいこといくのではないかなというようなものとかは柔軟にやるとして、全くの新規のものはちょっとどこかで募集時期を決めてやられたらいいのかな、切りのいいところで全体の状況を見ながら、私たちも任期自体でおしり決まっていますから、余り欲張っても消化不良になってしまうとか、あるいは積み残しになってしまうから、その辺は全体の作業量を見ながらやっていけばいいのかというふうに思いますので、その辺は柔軟というか、場合分けして、そのカテゴリーごとに考えていけばいいのかというふうに思うのですよね。

委員長 ほかにありますでしょうか。

宮岡委員。

宮岡幸江委員 柔軟に考えるというのはとてもいいことだと思うのです。ここに出したことをや

るというのではなくて、やっぱりお話の中からいろいろな問題出てくるのかなと思います。ただ、その中で、先ほど聞いていると、金澤委員が言ったのと山本委員が言ったのはちょっとニュアンスが違うのかなと、私のとらえ方が違うのかよくわからないのだけれども、ほかのところに出てきたものをこちらで取り上げるとかというのでは、私はね、ではなくて、これをやっていきながら気がついたことをやっていく、そうすればいいなと思っています。だから、ここにあるだけではなくても、これをやっていきながら、もっと気がついたことなり、いろいろなことを討論していたら、もっとこっちも考える必要があるのではないかというようなことは、やっぱり柔軟に考えるべきだなと思います。

委員長 向口委員さん。

向口委員 私も宮岡委員の言われたような形が望ましいと思うのですね。例えば今後いろいろ検討していく中で、こういう問題を提案したいという方がいらっしゃったら、それを提案していただいて、それはではここでやっぱりもむべきだねとか、それはちょっとここでは今はできないねとか、そういった審議をするのがこの場だと思うので、ここで判断していただいて、それを取り上げるのか取り上げないのか判断していただいて、重要なものであれば審議していただくというふうに進めていけば、そんなに混乱はないのではないかなというふうに思うのですけれども。

委員長 共産党さん、何かありますか。

安道委員 今お話で出てきたように、この中で新たにこういったことも考えられるねと、盛り込んでいきたいねというふうなことは当然出てくる可能性もありますし、まだまだこれから議論していくわけですから、そういった点ではそのぐらいに柔軟に考えていく、それでこの中で十分にもんで皆さんで決めていけばいいことですから、全く今皆さんがおっしゃったような形で進めていけばいいのではないかなというふうに思いますけれども。

委員長 皆さんの意見聞いて、柔軟な考えの中でやっていきながら、問題点が出てきたら、その問題についても皆さんが検討すべきだと思えばやっていくと、そういうふうな、具体的なものがどういうふうなものが出てくるかによっていろいろあると思いますので、その辺のところ、これはやるべきだと皆さんが考えればやっていくというふうなことでまとめさせていただいてよろしいでしょうか。特別今の段階ではないのではないかなと思いますけれども。何かあれば、そういうふうなことでね。具体的に検討課題を出していただくと。

それでは、一応今まで持ち帰りになっていた内容が終わりましたので、それでは引き続き、継続協議の検討項目について、一覧表からご協議をお願いしたいと思います。

次にくるのは、短期・中期のナンバー5の請願・陳情について、②の請願者本人の希望による意見陳述の機会……

〔何事か言う人あり〕

委員長 「×」があるものよりも「△」で。これがそうだね。常任委員会の……

〔(ああ、そうか、そうか) と言う人あり〕

委員長 いいのだよね。

〔(まあ、いいです、どちらでも) と言う人あり〕

委員長 提出時期、委員会提出議案のあり方をやって、それで今度は請願・陳情に行くのかな。上からずっと下へおりてきて。いいのですよね。

〔(そうすると、こっちのほう为先なの、順番が) と言う人あり〕

委員長 どれ。

〔(委員会提出議案なんか……) と言う人あり〕

委員長 ああ、はいはい。順番、書いてあるのがね。

〔(どちらでもいいんです) と言う人あり〕

委員長 では、ごめんなさい。では、この書いてあるとおりでいしましょうか。

この書いてあるとおりと、中期、ナンバー2の常任委員会活性化、委員会提出議案のあり方、こちらが先になるのかな。

〔(はい) と言う人あり〕

委員長 そうしますと、この件については、12ページ、議会事務局からの提案ということで。簡単に説明していただけますか。

高山主幹。

議会事務局主幹 それでは、お手元のワークシートの12ページをごらんいただければと思います。

委員会提出議案のあり方ということで、委員会提出議案、制度上は賛成した多数で可決した議案を今度本会議に提出するときに、委員会提出議案として提出することは当然可能でございますけれども、その場合に委員会の総意という部分では若干言いがたくなるということで矛盾が生じるのではないかとということでございます。改正したい内容としましては、委員会提出議案はあくまでも全員一致で委員会の中で可決したものに限り、1人でも反対の委員がいる場合には、これは全会派一致原則といたしますか、そういった原則があるやなしやもあるのですけれども、原則の例外といたしまして、これは別途議員提出議案としたほうがその反対された委員の方の主張が守られるのではないかなという気持ち的な部分でございます。こうしなければいけないという法的な部分では当然ございませんけれども、そういったほうがいいのではないかなという提案でございます。

ちなみに、例えば一例を申し上げますと、委員長本人が反対の意思を持っていたとしても、ほかの6名なり7名なりの賛成多数で委員会では可決されたといたします。その場合に、本会議に上程するときには何々委員会ということで代表して、当然委員長が提出者になり、提案理由の説明をされる、質疑も受ける。その後、では討論に入りましょうというとき

に、その委員長本人が提出者でありながら反対討論をしていいものか悪いものか、そういった矛盾も生じてくるのかなと。それが一番わかりやすい例かなと思ひまして今一例を挙げたのですけれども、そういった矛盾を解消するためには、やはり議員提出議案のほうに移して賛否を本会議で表明しやすくしたほうがよろしいのではないかなというところでございます。

以上でございます。

委員長 ご意見があれば。ご意見というよりも、先に質問があれば。どうぞ。

〔(いい例だった) (わかりやすい例) という人あり〕

委員長 委員長ばかりでなく普通の委員でも、その委員会で賛成してしまうと、みんなの意見で、その委員会で提出となると、反対討論は……

〔(できるよ) という人あり〕

委員長 はい、どうぞ。

議会事務局主幹 その場合には、当然委員会の中でも反対しているはずですし、ですから本会議で反対しようが、それは矛盾はないわけでございます。

委員長 委員長ですね、問題はね。

ご意見とか、質問があればお願いしたいと思います。

山本委員。

山本委員 委員会提出議案となろうとするものの内容によると思うのですよね。ただ、現状においては常任委員会とか特別委員会、特別委員会の場合はうちの場合はほとんど議案付託されないから、ほとんど採決とかでなじむものは余りないのかもしれないけれども、常任委員会の場合だって基本、議案でしょう。意見書だったりしますよね。意見書の採択を求める請願みたいなものだったり、意見書そのものを委員会が出すわけでしょう。そういったものだったらすんなりいくのかもしれないし、逆に議案とかの場合どうなのかなというのは正直ちょっと、全会一致でないと思えないということになってくると、本会議一発勝負でしょう。返ってきてから初めて出てきて、もう付託しないわけだから、一発勝負で決めるという流れになってしまうのだろうなと考えると……

〔(委員会提出議案……) という人あり〕

山本委員 中身によるという話なのではないのかなという、委員会でもんだほうがいいような委員会提出議案みたいなもの、要するに委員の発議の中でどんなものが出てくるのかちょっと、うちの現状でいくとほとんどないのだろうとは思っただけけれども、修正はこれまた別ですからね、大丈夫なのかなという気もするのだけれども、ただ全会一致でないと思えないということを決めてしまって、それ以外の余りそういう形でやるのがふさわしくないようなカテゴリーのものが後になって出てきたときにまた申し合わせ変わるとかという形になるのもどうな

のかなという気もするのでねということをやっと心配したという感想があるのが一つと、あと反対する委員さんがいたとしても、少数意見留保とか、当然委員会でも委員長さんであっても反対討論するために委員長席おりることはできるわけなので、反対する人がいたとしても、その意見表明自体が封じられるということではないだろうなということなのですよ。本会議へ戻ってきたときにも、少数意見留保していれば少数意見報告書を出して本会議でやるわけだから、委員長さんがそれをやったときに委員会提出議案の代表者の名前をだれにするかという話を整備するほうがきれいなのかなという気がするのですよね。だから、委員長が反対していたら副委員長が出すとかというようなことが可能であるのであれば、そっちのほうがきれいなかなという、過半数の原理というのは守った上で、そっちをさわったほうが良いような気がするのかなという気がしたのですけれどもね。どうでしょうかね。

委員長　ご意見とかご質問があれば。

委員会提出議案というと、どんな形の内容があるのかな。

高山主幹。

議会事務局主幹　いろいろなケースがあるかと思いますが、当然委員会発議の条例案だってあり得ると思いますが、現実が一番多いのは、請願に付随した意見書の提出が可能性としては一番多いのかなという、こういった意見書を国に出すのを求める請願とかというのが委員会の中で可決された場合に、それをでは意見書の案文を委員会の中でつくって、委員会のほうが可決後に委員長提出議案として本会議にこういった意見書を出しましょうという提案をするというパターンが一番可能性的には高いのかなというような気がします。

以上です。

委員長　山本委員。

山本委員　そのケースでいくと、請願の採択を、意見書の採択を求める請願というのを賛成多数で議決しますよね、委員会。そうしたら意見書を委員会発議で出すわけですよ。そこで案文調整してつくるときに、そこでガッチャンしたときにどうなるかという話のような気が少ししたのですよね。その案文の調整がうまくいかなかった。特に起草委員を募ってつくったけれども、例えばこれで委員長がその案文に納得していないというような状況になったときに、委員会としては意見書を出すということについて賛成多数で決めているけれども、その本体の意見書の内容の部分でガッチャンして、議員提出発議になってしまいましたみたいな話というのが果たしてきれいになるかという話ですよ。その案文の調整がうまくいかなかった、その意見書が全会一致でないから出せないというような話になったときに、請願の趣旨と、請願採択した趣旨と意見書が委員会として出せないという状況と、これをどうやって整合性とするのだろうという部分はあると思う。そうやって連動するものもあるので、やっぱり過半数の原則という部分でやっていくのであれば、これはやっぱり過半数の原則を守った上

で少数の反対する人の意見をどうやって表に出してくるかということで担保していくほうがいいのかという気はするのですよね。そういうことだと思うのですけれども。

委員長　　ちょっと整理ですけれども、代表者会議にかけるほうの案件については、各会派から意見が出されて、全会一致で本会議にかけていくというやり方ですよね。それであと一般の市民から請願の要望があった場合は、紹介議員があって、紹介議員が委員会で説明をして、それで委員会で決定をし、その反対の場合もありますよ、反対の人もいるし、その中でも多数決で決定されて、それが今度は本会議に上程されていくわけですよね。その場合にはだから賛成、反対、全員が賛成でなくても構わないわけで、そうした場合にだから、その提出するのに、委員会に来ているから、委員長が委員長名で、委員会から請願を出すということで、意見書という場合に、委員長が反対だけれども、本会議にかけないといけないから、だれかの名前を出さないといけない、委員会提出議案だから委員長名で出すというふうなことだから、それはだから全会一致とは関係なく行われるというふうな内容の理解ですよね。ちょっとその辺のところ。それでいいのですかね。

議会事務局主幹　はい。そのとおりだと思われるのですが。委員会の中で、例えば今の例でいいますと、請願を例えば4対3で可決されたということで、ではそこでワンクッションを置いて、当然意見書提出が付随するような請願でしょうから、ではこの意見書を委員会提出として出しますかというのを委員会の中でもむことが私は大切なのかなと。請願本体が可決されたら、では委員会提出で出すのだという一方的な決め事ではなくて、そこでワンクッションあっていいのではないかなという気がしております。

以上です。

委員長　　段取りとすると、その後で多数決で決まったら、その意見書をこの委員会として本会議に、請願の内容を意見書として出しますかというのを諮って、それが決定されたら、その委員会として今度は出すというふうな内容になっていく。そのときにだれか一人でも反対があった場合には、それは全員の意思一致ではないから、委員の提出議案として出したほうがいい。全員の賛成があった場合には、それは委員長名で出して構わないという話ですよね。この書いてある内容というのは。

高山主幹。

議会事務局主幹　書いてある内容はそのとおりでございますけれども、今ちょっと考えたところでは、反対者が例えば1名2名委員の中にいたとしても、もう一回そこで委員会として議論して、請願は賛成多数で可決したけれども、では意見書のほうは委員会提出として出すか出さないかをその反対者も含めて議論して、そこで決めるというようなステップを踏んだほうがいいのではないかなというところですよ。

委員長　　その段階での提出者が、そのステップを踏んであれば、委員長名で出すという格好になる



のかな。

高山主幹。

議会事務局主幹　ですから、委員長本人が反対の場合はちょっとかなりクエスチョンマークですけども、普通の委員さんが反対であるけれども委員会提出をして出すことにはやぶさかではないという方もいらっしゃるかと思いますし、私は委員会提出で出されても本会議では反対しますという強い意思の方もいらっしゃるでしょうけれども、ですからその辺を、議案にも、先ほど山本委員さんにも申し上げましたけれども、議案の内容にもよるかと思いますが、そういった弾力性を持って対応されたらいいのかなとは思いますが、いかがでしょうか。

委員長　金澤委員。

金澤委員　ちょっと話を聞いていて、一番最初の例はなかなかわかりやすいなと思ったのですが、ちょっとケースをもうちょっと整理して、こういうケース、こういうケース、例えばさっき言ったように委員長が反対している、では委員長と副委員長が両方とも2人だけ反対して、7人中で2人反対して5対2、採決は4対1になるのかな、その場合はではだれの名前出すのだとなったら、結局では議員提出議案と同じようになってしまうわけですよ。委員長、副委員長の名前出せないわけだから。という形まで含めて、もう一回ちょっと整理してもらえたらありがたいなという気がするのですが、ちょっと今、どっちがいいのか、継続のままがいいのか、事務局案で変更したほうがいいのか、ちょっと今整理つかない状態なのだと思います。

委員長　山本委員。

山本委員　一つ、職名として委員長さんが委員会の審査結果に基づいて案を出すということと、委員長ご自身の賛否がどっちにいくかというのは別なような気がするのですよね。委員会の中で賛成多数で決まったから出しますよという、委員長は特にご自身で反対討論を張るなり何なりしない限り、討論張らぬ限り、委員長は採決に加わらないわけだから、ルール上、討論するといっておいたら、それはもう逆に採決加わるわけだけれども、戻れないから、そうしない限りは委員長、採決加わらないわけだから、審査結果として、それは審査結果に基づいて委員長の職名で議案をお出しになるというのは、それはもう機械的にやることだと思うのですよ。その議案、委員長さんが反対だとしたら、それは本会議に戻ったときには渋々と反対されるでしょうねというのは、これはもう織り込ん……

〔(質疑を受けるとかってあるんですよ) と言う人あり〕

山本委員　だから、その質疑を受ける、本会議でのその部分についての報告をし、本会議質疑を受ける人が副委員長になるとかということなのでしょうね。だから、委員長も副委員長も反対だったらどうするというのがあるのだけれども……

〔(だからその整理してほしいと) と言う人あり〕

山本委員 その整理が要るのかな。ただ、職名として委員長がお出しになる分と委員長個人の賛否の所在というのは切り分けないといけない部分のような気がするのですよね。おれ反対だから出せないみたいな話を、委員長がそういう仕切りやっていいのかという部分も片方に出てくるから、ちょっと場合分けが要るのだろうなというのが一つありますよね。

それとあと委員会の構成、委員会の委員さんの構成と本会議の構成が食い違うケースというのも出てきますよね。逆転委員会みたいな話になってきたときに、余り全会一致とかといってやっている、本当に請願だけ通って意見書通らないとかというような話とか、意見書を出すべきであるというのが委員会の多数意思なのに意見書が出てこないとかというような話というの、これは市民から見たときに非常にわかりにくい話になるのかなという部分もあるから、多分場合分けしたらかなりの数になるのしょうけれども、副委員長おっしゃるように、ちょっと場合分けして考えるようなのかなという気はしますよね。

〔(ちょっと事務局の整理) と言う人あり〕

委員長 そうですね。今ちょっと話聞いていて、最初にちょっと、私もわからない点というのは、委員長が委員会名で提出者になって、それで委員長が逆に言えば採決加わっていないわけだから本会議で反対討論やることができるのかなと今ちょっと考えたのだけれども。その辺のところ、今の段階だとちょっと私も頭整理つかないので、また皆さんで持ち帰ってと言っただけですが……

金澤委員 持ち帰るといふか、事務局で何かケーススタディーでやったものを出していただいて、それをいただいてちょっと見たいという……

委員長 委員の皆さんも頭の中、ちょっと混乱していると思うので。

金澤委員 他市の例とかもちょっと出してもらったほうがいいな。

委員長 また終わってからちょっと相談させていただいて、検討をしていきたいと思います。

いいですか。

高山主幹。

議会事務局主幹 昨年度だったと思いますけれども、いわゆる埼玉県第2区の議長会の事務局の研修が、事務職員が寄って勉強し合う会があるのですけれども、そのときにちょっとこの案件を各市に紹介したところ、そういった案件がないのでという結果になっておりまして、参考にはならない状況ではあります。

あと、ちなみに委員会提出が認められた自治法改正、平成19年の4月だったと思いますけれども、そのときの申し合わせによりまして、具体的なことは特に今の案件に絡んで言っているわけではないのですけれども、「自治法の改正に伴い、委員会での議案提出権が認められたことにより、議案(意見書等)提出の際は、委員会の総意のもとで提出されることから、

提出者を委員長とし、賛成者は定めないものとする（賛成者の概念はない）」というような申し合わせをつくっているのが現状でございます。

以上です。

委員長 ということは、総意ということは。

〔(総意が全会一致とは……) (ということではないですよ) と言う人あり〕

委員長 その辺はどうでしょう。

高山主幹。

議会事務局主幹 それは悩ましいところで、この総意というのが、その当時、どういう意思で総意という言葉を使ったのか定かではないのですけれども、可決されれば総意というような判断をされたとは思いますが、この総意を全員一致とまで解釈するのは難しいのかなという気はしております。

以上です。

委員長 いずれにしろ、ちょっと皆さん頭の中も整理がつきかねていると思いますので、ちょっと持ち帰っていただいて、あと事務局のほうとちょっと調整もしながら検討させていただきたいと思います。いいですか、それで。

〔(はい) と言う人あり〕

委員長 何かご意見があれば出しておいていただいて。特別ありませんか。

〔(ない) と言う人あり〕

委員長 では、進めていきたいと思います。

次に、もう一つぐらいかな、短期・中期の、さっき発表しましたナンバー5の請願・陳情、②請願者本人の希望による意見陳述の機会確保、これは共産党さんから出ています。あと2番の請願者本人による意見陳述機会の確保、これはみらいさんから出ています。これについて協議をお願いしたいと思いますが。

これは意見陳述の機会ということでお願いしたいと思います。

〔(押印) と言う人あり〕

委員長 押印は、共産党さん入っていますが、これはあとほかのところで項目がありますので、押印は除いて、意見陳述の機会ということでお願いしたいと思います。

小島委員。

小島委員 保守系クラブは、この意見陳述に関しましては、やはりご本人にやってもらったほうが意思が通るだろうということで、それで細かいニュアンスだとかも、やはり皆さんに訴えることが優先になれば、賛成でございます。

委員長 公明党さんは。はい、どうぞ。

金澤委員 同じく、本人の希望があればという前提で、これについてはいいのかなという気がしますが、ちょっと気になるのは、例えば外国の方が、例えば外国語の、もっと市のサービスを外国語でのサービスしてほしいということで外国の方が来られたときに、これは外国の方が本人が発言されるようになったときにどのような形があり得るのかとか、ちょっと気になる点はあるのですが、原則構わないと思います。

委員長 共産党さん。

安道委員 今、皆さん、原則この方向はきちんと本人の、請願者の思いがきちんと伝わるのでいいのではないかという意見いただきましたけれども、そういうふうなねらいで提案しました。ただ、だれでもではなくて、やっぱり本人が希望した場合というふうな形で進めていければ。今そういうふうなことを想定していなかったわけなのですけれども、例えば外国人の方がといった場合、想定していなかったのですけれども、考えられるのは、その方が代弁する方を一緒に、通訳とかを介してというふうな形に、それが本人に、考えられるのはそういうことですよね、真意を伝えるとなると。可能なのは、あらゆる可能性でいくと、そういったことも含めてできればいいのではないのでしょうか。そこはちょっと想定していなかったのですけれども。

委員長 みらいさん。

山本委員 うちも同じく提案をさせていただいているところございまして、おおむねご賛同いただけてそうなのでありがたいなというふうに思っております。うちも、発言できるようにするものということで書かせていただいていますので、あくまで希望です。強制する話ではない。ご自分でこういう思いがあつて来られるわけだから、それはご自分でお話しになって、審査する委員や議員のほうとしてもその方の思いを直接お伺いできるほうがよっぽどいいと思います。昨今の状況を見ていると、こういう形に持っていければ紹介議員の負担も下がるだろうというふうに思いますので、ここ何年かやっぱり紹介議員がせっちゃん詰めに遭うケースが結構見えてきているところもあるので、紹介議員がそこまで全部取材をしてということで今何とか回しているところがあるけれども、当然紹介議員はきちっと、当然紹介するからにはちゃんと取材をすることが大前提になるのだけれども、本人に聞かないとわからないことも多々ありますので、チャンネルはたくさんつくっておいたほうがいだろうというふうに思います。

〔(ちょっと今、気になる……) という人あり〕

委員長 金澤委員。

金澤委員 済みません。今、ちょっと気になる点があつたのですけれども、私自身は、さっき言った日本語通訳、あと手話通訳も含めて、それは本人が、まず最初にどういう趣旨で今回出すに至ったか、その背景とか、それなりのご苦労とか悩みとかを赤裸々に語っていただくのはいい

いのです。ただ、私はあくまでも意見陳述の機会の確保ということだったのでおおむね賛成なのですけれども、その後の、先ほど言ったように、意見がかなり乱れ飛ぶというようなことで議員の負担軽減というような話が出たので気になっているのですけれども、私はそれは避けるべきだなというふうに感じている。あくまでも最初受け取って、まず状況を把握した後、その後紹介議員と我々議員が委員会の中で話し合う、意見交換をし合うのはいいのですけれども、それを市民の方を対象に交換するというのは、正直言ってかなり、市民の方に逆に負担が重たくなって、せっかくその意見陳述の機会を避けてしまうようなことがあってはもったいないし、またある意味、一市民と議員とでやっぱり、言い方は悪いのですけれども、委員会の中で、この雰囲気の中で対等にできるのかなというのがあるので、発言がちょっと正確だったのではないのかもしれないのですけれども、あくまでも私は考えているのは一番最初の請願の趣旨の説明までということと理解させていただいたのですけれども、もし違うのであれば、それはそれでまた違うということを書いていただければと思うのです。

委員長 山本委員。

山本委員 基本線で、今、紹介議員がやっているものを全部そっくり市民の人にやらせてもらうということは想定していないのです。だから、あくまで趣旨の説明をされて、それに対する当然の問い返しはあるわけだから、これはこういうことなのですかみたいな話で確認をとるだとか、もう少しこの部分詳しく聞きたいとかというような話はあるでしょうから、それは本人でないと答えられないという部分もあるかと思うのですよ。その部分までの質疑はやらざるを得ない部分があるのではないかな。ただ、その後の、現状もう議員間討議も一緒になってしまっているから、その部分は切り分けないといけないというのは、うちとしてもそれは十分想定をしている。今と同じスタイルで全部市民、請願者の人にやらせてもらうなんていうことはうちも想定をしていないので、ただ以前参考人の方に来ていただいたのが、たしか行政改革特別委員会のほうで1回あったかと思うのですけれども、あのときはたしか余り突っ込んだ話ではなくてみたいな話で事前に確認をした上でやったはずですから、当然一般の市民の方を相手にするわけだから、議員間でやる分と同じになるというのはちょっとうちも想定をしていないので、それは当然節度があつてしかるべきではないですか。そのことは文脈の中には織り込んだつもりなのですからね。あくまで提案者の方が説明をされて、それに対する若干の補足というか、説明があつて、わからぬところについて問い返しをする程度のところまでという解釈ですよ。要はおっしゃった方の思いがきちっと議員に伝わるかどうかという部分だから、あくまで請願者の皆さんに話をしてもらうという趣旨がそこにあるわけだから、その部分までですよ。その後の価値判断の部分とかの話は、それはもう紹介議員が受けるのか、あるいはもう議員間討議、試行が始まるわけだから、そっちでやるかという話だと思うので、そこは切り分けなければいかぬというのはうちも同じように考えている

ところです。

委員長 ご意見ありますか。

安道さん。

安道委員 うちのほうではあくまでも、やはりその請願者の思いを伝えると、趣旨を伝える。だから、当事者から発する言葉というのはやっぱり違いますから、紹介議員を通してよりも、本人からきちんと願意を伝えていく、思いを伝えていくというのが一番のねらいです。だから、さっきもおっしゃったように、例えば手話通訳の方を介してとか、そういうふうなことも当然出てくると思います。そういうのもきちっと保証してやっていくということが大事なかなと。それで議員からの質疑応対というのは、ここはさっきもありましたように、なかなかこれは負担になることだと思いますから、やっぱり一番のねらいは請願者の思いを伝えていくというふうなところが一番大事なのかなと。それをちゃんと保証するということなのかなと思いますけれども。

委員長 ちょっと整理しますと、今の話の中では、請願なり何なりが来たときに一応は説明は聞くと、実際に提案した人の話は聞くと。だけれども、質疑とかそういう、質問とかそういうのになったら、議員のほうは答えないと、その辺のところはどうなのかなという、その辺のところを皆さんでご意見出しておかないと。説明してくれた人に直接質問してしまうとどうなのかなという点を金澤委員は言っているわけだと思うのだけれども。

山本委員さん。

山本委員 要するにその問い返しに2つあると思うのですよ。1つは、おっしゃっている意味がわかりませんという部分、考えられますよね。一般の市民の方がお話しになるわけだから、ふだんこういうところへ出てお話しになることもほとんどないような方、日常こういう機会ってほとんどないわけですから、意を尽くせなかったり、あるいは言葉足らずだったりすることも多分あるでしょう。補足としてお伺いをしたいとかという部分についても、紹介議員通さないと発言を認めないという部分で果たしてやれるのかなということですよ。片道しか認めないということであればね。意味を確認するという、おっしゃっていることの意味を確認する意味での問い返しの部分と、請願が出ている背景だとか価値判断とかお伺いするというのとは、またこれ同じ問い返しという行為でも中身全然違うので……

〔(その判断をどうするか……) と言う人あり〕

山本委員 あなたがおっしゃっていることはこういう意味なのですねという部分の確認をしていく作業の部分は、それは請願者ご本人もおっしゃりたいだろうし、その部分はある程度柔軟にやってもらったほうがいいだろうという部分。あと、ただその価値判断だったり、ロジックがどうみたいな話というのは、それはもう紹介議員が受けて立たないと、それは一般の市民の人がやるのはなかなか難しいでしょう。だから、そういう部分は議事の進め方の中でちょ

っと整理をしていただいて、分けるところは分けてもらうのだろうなという気はしますよね。逆に一発で全部言ってしまうといけないと、あと補足の説明も一切認めませんというような運営だとしたら、逆に今度1回のプレゼンで全部意を尽くしてお話しいただかないといけないというのも、これもまた逆の意味でちょっと負担かかるのではないかなという、何かそんな気もするなということですよ。

委員長 金澤委員。

金澤委員 言いたいことはわかるのですけれども、やっぱりどこかで線引かないと切りがないし、さっき言ったように価値判断と補足の質問質疑というのと切り分けは難しい場合がありますよ、正直言って。だから、まずはやっぱり一回十分説明していただいて、時間制限ないからゆっくり説明してくださいと、意見陳述の権利を持つということはそれなりにやっぱり義務があるわけだから、しっかりと自分が用意してきていただく、そのかわり1回ですよと、時間制限ないけれども1回ですよということをしないと切りがないし、極端な例かもしれないのですけれども、いい例かわからないです、例えばそれこそ日本を核武装すべきだなんてとんでもない人が請願者、紹介議員にぽんとなったときに、いやもう幾らでも言わせてくれとって、どんどん、どんどん幾らでも言わせてくれとなったときに、まだ説明足りない、まだ説明足りないなんていう話が、可能性としてないわけではないわけですよ。だから、やっぱりどこかで線引くとしたら、まず十分請願者の真意を一回説明していただいて、あとは議員が紹介議員に対して聞いていくという線は引いたほうがいいのではないのですかね。どんな人が出るかわからないし、どんな紹介議員なのかかわからないし、どんな質問、逆にほかの委員がその人に対してもともと先入観があって、どんな意見を、質疑をぶつけるかもわからないし、余りそれは好ましくないなと思うのですよね。

委員長 では、宮岡委員さん。

宮岡幸江委員 山本委員の言っていることはよくわかるのです。請願者の思いを伝えて、皆さんにわかってもらうためにはそのくらいのものが必要ではないのかという思いで多分おっしゃっているのかなと思うのですけれども、ただ一般市民が、先ほどもご自身でもおっしゃったように、ここへ来ること自体が結構プレッシャーですよ。ですから、また議員の中でも、どこまでが質問で、どこまでを突っ込むというか、本来なら議員に聞くべきことを説明者に求めてしまう議員が、私は出てくる可能性も多いのではないのかなと思うのです。これから先、こういうことを決めていく中でね。そうした場合に、せっかくこういういい思いで、もっとみんなにわかってもらえる場を確保するためにそういうふうなことをすることが、逆に説明者にプレッシャーというか、そういう可能性も出てくるのではないのかなと。だから、金澤委員がおっしゃったように、説明となると、それは説明をする、1回限りですよとなれば、かなり詳しく知ってもらいたいから書いてくるなり準備すると思うので、その後を議員は引

き受けて説明なり質問を受けるという形にしたほうが請願者自体の負担がないような気がします。なるべくだったら負担がなくて思いをみんなに聞いてもらえる場を今度は確保したいというふうに、だったら私たちが賛成だなと思いますけれども。

委員長 山本委員さん。

山本委員 せっかくベクトルの方向性そろっているのだから、合意のとれるところでまず始めることのほうが大事だと思うし、私が申していることも基本的にはディテールの、細かいディテールの話だから、それはもうやりながら考えたらいい話だというふうには思っています。ただ、一つだけあれすると、今ご心配になられている点については、これはもう基本的には委員長の切り回しの話ではないかな、「あんた、それは請願者に聞いたらいかなで」とかというような、これはもう後で紹介議員に時間とるから後で紹介議員のところで聞き直してくださいとかと切ったりするというのは、これはもう委員長の仕事だから、そこは委員長の力量にかかっている話なのではないのかなという気もしますよね。

〔(責任を押しつけ……) と言う人あり〕

山本委員 だから、ただやっぱり委員長、それだけ職責重いから……

委員長 いろいろ今、意見出ていますけれども、またこれ、ちょっと持ち帰って、整理して、例えば説明は1回きりだとか、何かある程度ベースつくってないと、提案者に説明してもらおうということはいいのだけれども、ある程度ルールつくっておかないと、何かちょっと、その人と、だから議論の中にその人が入ってきてしまうと、議論がなかなか難しくなって、その人をどうのこうのとかというふうな話になっていたり何かいろいろ派生してくると思うので、その辺のところの……

金澤委員 過激な意見をぶつけて、何なのだろうという過激な意見をぶつけてくる人もいるわけだから、やっぱり線を決めておかないとまずいですよね。

委員長 かもしれない……その辺のところ、また持ち帰っていただいて、いろいろ検討していただいて、またお話し合いしたいと思います。

きょうは大体この辺のところであれだと思うのですが。何か……

〔(はい) と言う人あり〕

委員長 さっきの。高山主幹、どうぞ。今の話の。

議会事務局主幹 今の話の、もう本当微々たる部分だと思うのですがけれども、33ページのみらい市民クラブさんの提出された想定経費のところ、特段かからないと書かれてあるのですがけれども、もしこれ意見陳述の機会を設けて人を呼ぶということになりますと、多分自治法上の参考人の招致の制度を使うようになるかと思うのです。その場合には、現行ですと2,500円ですか、の費用弁償はかかるというようなことをご承知おきいただければと思います。大したことではないですがけれども。



以上でございます。

委員長 参考人も5人も来てしまうと、2,500掛ける5という格好になってしまうの。それは1人なら1人と決めておけばいいけれども。

高山主幹。

議会事務局主幹 当然、その委員会の中で期日とか、どなたとか、内容、そういったものは決められるべきものだと思いますので、人も特定されるのではないかということになります。

〔(ちょっといいですか) と言う人あり〕

委員長 金澤委員。

金澤委員 そうなると、ちょっと私も気がつかなかったのですけれども、テクニカルな話で、日にちとか対象者とかを決定するのは、どこで、いつするわけですか。例えば委員会の中で、議会の定例会の中日で委員会をやって、そこでやるわけでしょう、一般議案審議した後。いつ、それ決めるの。

委員長 高山主幹。

議会事務局主幹 当然、開会以降、委員会日の間に、臨時の委員会を開くとかして決定されるべきものではないかなと今思いました。

以上です。

委員長 山本委員。

山本委員 これ、やるという希望をとって、やるということで決めるわけでしょう。その都度委員会に諮って許可を与えとか、そういう話では実質的にはないというロジックで進んでいるのだらうと思うので、それでいくと、請願をお出しになる時点で、実務的に、ご希望になるかどうかというのは事務局で聞いてもらうことになるのですよね。それで、希望された場合には、審査日決まっているわけだから、その日に来てくださいということで声はかけておいた上で、その請願の審査の冒頭のところで会議に諮って、決めて、文書的に後づけになってしまうけれども、それでつくって、その場で処理して、その場に入ってもらうというようなロジックになるのではないですか、参考人招致ということ言えばね。

委員長 では、そのやり方もあれだね。

高山主幹、どうぞ。

議会事務局主幹 今の、ちょっと無理があるかなと。あくまでも事前に、やっぱり議長経由してですので、議長名で相手方に渡さなければいけないとは思いますが、1日でも2日でも事前に相手には通知文を議長名で、議長を経由しなければならないとなっておりますので、やられたほうがよろしい……。内々、当然意向を受け取る時に聞いたおいた上で、審査日はいつになりますよというのは当然わかるわけですから、予定はされておるでしょうけれども、その日のその日というのはちょっと手続的に好ましくないのかなと思います。

委員長 山本委員。

山本委員 議長おらなかつたら公印を押せないということなのだろうけれども、例えば局長にその件については代決できるとかというような条例なり規則つくっておけばいいわけでしょう。というのが一つ。それとあともう一つ解決策として考えられるのは、予備日使うという話ですよ。

委員長 わかりました。言っている意味はわかりました。ちょっと考えていただいて、案としてはだから、開会日にそういうのがあれば、委員会がちょっと集まって、今度来るからということで、参考人1人で来ますとか……

〔(臨時の委員会開けばいいのかな) と言う人あり〕

委員長 そんな格好でやれば。やり方はあると思うから。その辺のところは無理がないところで。検討課題の一つにもなってくると思いますよね。

では、一応そういうことできようのところはあれなのですが、それは持ち帰りしていただいて検討していただきたい。

次に、「○」が2つの「△」が2つのほうにいく内容になりますので、次は常任委員会の活性化、予算・決算審査のあり方とか、その下の本会議改革、答弁者の反問権、その辺の内容に入っていきたいと思います。下から3番目と2番目。

次に、その他ですが、何かございますか。

はい、どうぞ。

金澤委員 できれば、その後、○△2つずつのものの後どうするのか、ちょっと決めておいたほうがいいと思うのですけれども。つまり「○」は1つだけれども「△」3つだとか、それとも「×」は1個あるけれども「○」の数が2つだとか、どれを優先するのか。「○」3つだけれども「×」が1個あるほうがいいのか。

委員長 はい、どうぞ。

山本委員 今の話ですけれども、点数が高いところからやっていくほうが多分合意のとれる可能性は高いだろうというのが一つで、同じ点数の中だったら「×」が少ないほうがいいよねという、「×」より「△」だし、「△」より「○」なのだから、そういう部分でやっていけばいいのではないのですかね。だから、「○」3つ、「△」1つがこれで終わって、次、「○」2つ、「△」2つですよ。そうしたら……

委員長 あれはどうですか、中長期で「○」が3つの「△」1つというの。

〔(「○」が3つの「△」1つ) と言う人あり〕

委員長 議長席へのモニター設置とか、出前講座への議員の参加。今、短期・中期のほうなのだけれども。今、短期・中期で進んでいますよね。

〔(議員定数とかさ) と言う人あり〕

委員長 はい、どうぞ。吉澤委員。

吉澤委員 今言われた話とかぶるかもしれませんが、一応「○」2つ「△」2つの次やるわけですね。残っているのが、点数でいうと「○」3つと「×」1つなのです。これ、話をまずし合う中で、もしかしたら「×」から「△」になるかもしれないのです。だから、一回ちょっとやってみた後でもいいのかというふうに思うのです。同じ6点を飛ばしてしまうのも変ですね。

委員長 では、6点のところってね。

吉澤委員 余りにも折り合いがつかなかったら、また延ばすようになると思いますけれども。

委員長 はい。わかりました。

どうですか。

宮岡委員さん、どうぞ。

宮岡幸江委員 中長期って、長期というのは据え置いて討議しようということではなくて、長期間これは問題が大きいから話し合いするべきだということで長期になっているわけですね。それを考えると、この中長期、さっき委員長が言った「○」3つの「△」1つというものを、これはやっぱりやっていく必要があるのではないかと思うのですけれども。すぐ結論が出ないから中長期にきているわけでしょう。それをこのままだと、ただ据え置きにしてあれになってしまうような気がするのですけれども。

委員長 そうすると、その上のあれか、「○」4つあるやつ。その他、事務局体制。

〔(やってんでしよう) と言う人あり〕

委員長 やったっけ、これ。

〔(1、4はやった) と言う人あり〕

委員長 1、4やったのだけれども、10、1というの。8、7。

〔(委員長、いいですか) と言う人あり〕

委員長 はい、どうぞ。

山本委員 「○」4つで、例えば議会基本条例とか、今度一番最後出口でないといけませんよね。それと事務局体制充実というの、多分皆さん思っていること全然違うと思うのですよ。すぐくばくつとして書いてあるので、多分私が思っていることとほかの委員さんが思っていられる事務局体制充実の中身って全然違うと思うし、これも基本的には基本条例と、対になる話だから、これは話の性質上最後でしょうね。だから、その次にくる3つぐらいは確かに、申し合わせ事項の整理、もう最後ですね、これも最後でしょうね。条例に盛り込む分との整理になってくるから、多分一番最後でしょう。モニターと出前講座は、案件としては非常にピンポイントの話だから、これは先やってもいいかもしれませんが。どこで織り込むかはあれですけれども。

委員長 申し合わせ事項もいいなとは思っただけけれども、今、ではちょっと置きますか。

山本委員 これは多分、基本条例との関係整理しないといけないとか……

委員長 議長席へのモニターと出前講座へ行ってしまっていていいですかね。

山本委員 多分そんなにかからないと思うのですよ。

委員長 そんなにこれかからないと思う。それやって、今度はまた戻ってくればいいかな。

申し合わせ事項もいいと思うのだけれども、とりあえずその先はちょっと保留にしておいて、とりあえずは今、予算・決算のあり方、答弁者の反問権へ行って、その次にその他の議長席へのモニターと出前講座、これをやらせていただいて、またその次のを検討していくということでよろしいですかね。

事務局、何かあれば。その他で何かあれば。大丈夫ですか。

〔(いいですか) と言う人あり〕

委員長 はい、どうぞ。金澤委員。

金澤委員 議会のインターネット配信とかという形で、小グループに落とそうといった話なのですが、けれども、いつごろから始めるのかだけでも、正直言って12月議会中は年末にもなるので、ちょっと厳しいかなと。私、私案ではやっぱり年明けぐらいから徐々にかなと思っているのですけれども、皆さんはどのようにお考えですかね。

委員長 山本委員。

山本委員 松の内明けて、1月20日より後だったらいいよ、そういう感じでしょうね、多分。年明けて、松の内明けてから動くような感じになるのでしょうかね、多分。もう押し詰まってきていますから。

委員長 ほかにご意見があれば。

〔(ほかの会派の方にも) と言う人あり〕

委員長 ほかの会派。

横田委員。

横田委員 今、副委員長と山本委員がおっしゃったように、年明けてあたりが一番無難な時期、無難というか、それまではちょっと実際問題難しいかなという状況だと思います。

委員長 共産党さんは。

安道委員 同じです。やっぱり現実的には年明けぐらいからが可能ではないかと思います。

委員長 わかりました。

では、来年になってからの方向でよろしいですかね。

〔(はい) と言う人あり〕

委員長 では、そういうふうにご決定させていただきたいと思います。

△ 閉会の宣告（午前11時34分）

委員長　それでは、ほかになれば、これで閉じたいと思いますが。  
きょうはどうもご苦労さまでした。ありがとうございました。

△ 署名

以上審査の次第は、正確なることを証するため、ここに署名する。

議会改革特別委員会委員長 駒 井 勲